

日本中毒学会分科会の設立に関する規約

1. 分科会 (Special Interest Section(Group) :SIG) とは、特定の研究領域に関心の高い会員が自発的に集い、その研究領域を発展させることを目的として活動を行い、成果を社会に発信するために、年会・学術集会、学会ホームページ(HP)、学会機関誌などで発表する研究会である。
2. 特定の研究領域とは、例えば、産業中毒、法中毒、科学捜査、小児科、臨床分析、歴史、教育、自然毒、解毒治療など、中毒学会の研究活動に関連した領域に限定される。
3. 発足にあたっては、クリニカル・トキシコロジストを含む発起人3名が、目的および活動方針を含めた活動計画書を理事会に提出し、発足申請を行う。理事会(持ち回り理事会も可)にて承認された後、正式な分科会として学会HPに掲載される。学会HP(会員専用)や入会案内等で分科会への勧誘を行うことができる。
4. 会員は入会、更新時に既存の領域の分科会を複数選択して所属できる。各分科会は所属する会員へのメールによる情報提供や、学会HP(会員専用)上で集会などの通知をすることができる。なお、分科会による研究調査等で学会内外向けに何か配信する場合は、理事会の承認が必要となる。
5. 分科会は、総会・地方会にて一般演題セッション、ポスターブース、シンポジウム、パネルなどを企画提案できる。
6. 分科会は、総会および地方会にて会合を持つことができる。
7. 1年以上の活動休止が認められた場合や、発起人による申請があった場合、理事会は分科会を廃止することができる。

平成 28 年度第 1 回総務委員会承認事項 (2016/12/27)
平成 28 年度第 2 回理事会承認事項 (2017/1/25)